

令和7年度農業委員会年間事務スケジュール

内 容		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
農地法(3, 4, 5条)許可申請	受付期間概要	4/25			5/23			6/25			7/25			8/25			9/25			10/24			11/25			12/25			1/23			2/25			3/25		
		※申請書受付時の留意事項は、それぞれ「提出書類一覧表」、「記入例」により確認する。（本庁、支所いずれでも受け付ける。）																																			
農業委員会総会	時期	5/9			6/10			7/10			8/8			9/10			10/10			11/10			12/10			1/9			2/10			3/10			4/10		
	概要	※期日までに申請された3,4,5条各案件、農用地利用集積等促進計画、標準小作料・賃金設定等について協議～決定を行う。																																			
農地法(3,4,5条等)許可証交付	時期	農地法3条による許可証交付は総会の翌日以降、但し休日を挟む場合は休日明けの開庁日。 農地法4,5条については、月末以降。																																			
	概要	※農地法3条については、総会終了後に申請者へ交付通知を行い、農地法4、5条については、県から許可証が届いた後に本庁担当者から申請者へ電話にて許可証交付の連絡を行う。いずれも本庁、支所（申請者居住地区）にて許可証を交付。																																			
農業者年金受給者現況調査	時期																																				
	概要	※農業者年金受給者の農業経営に関する現況調査（農業者年金基金より各受給者に現況届を送付→本庁・支所いずれでも受け付ける。）																																			
農地利用状況調査	時期																																				
	概要	※農地法により義務付けられている調査。調査対象は農地基本台帳で10a以上の農地をもつ世帯で、本庁から郵送にて対象世帯に配布され、農業委員等により回収のうえ本庁・支所に提出される。（調査世帯から役場に直接提出される場合もあり、記載内容のチェックが必要。）																																			
農地利用意向調査	時期																																				
	概要	※農地利用状況調査で遊休農地(ホウキ①,②)と記載があった農地の利用意向調査を行う。（本庁から対象者へ通知→本庁・支所いずれでも受け付ける。）																																			
贈与税、不動産取得税の納税猶予継続届出に伴う証明書発行事務	時期																																				
	概要	※過去に農地の贈与を受けて贈与税納税猶予された方は3年に1度継続届を提出する必要がある、その添付資料として「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を農業委員長名で発行する。（対象者リストは、本庁より支所宛提供される。）																																			
農業委員会活動記録簿の提出	時期	毎月の総会時に農業委員が担当地区の推進委員分も取りまとめ、事務局へ提出。																																			
	概要	※農業委員、農地利用最適化推進委員から、各支所への提出があった場合は本庁へ送付。																																			
各種証明書発行	時期	随時受付																																			
	概要	※耕作証明や農家台帳交付要求など。別途マニュアルに従い、本庁・支所において発行する。【注】「許可が取り消されていない旨の証明」は本庁のみ発行。																																			